

中国帰国者等への地域生活支援プログラムによる参加者活動費（交通費）
及び参加者教材費等の支給要領

1 目的

中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施要領（平成19年3月30日付け社援発0330007号厚生労働省社会・援護局長通知）の規定に定める他、参加者活動費（交通費）及び参加者教材費等の支給に必要な事項を定めるものとする。

2 地域生活支援プログラム参加の確認

福祉事務所等担当者及び支援・相談員又は自立指導員が聞き取りをした地域生活支援プログラム個人支援メニュー等参加確認書により参加の希望を確認する。

プログラムの変更を希望する場合も、同様に参加確認書により行うものとする。

3 参加者活動費（交通費）及び参加者教材費等の支給

地域生活支援プログラム参加による参加者活動費（交通費）及び参加者教材費等の支給は、帰国者の世帯の代表者に支給するものとし、代表者はあらかじめ口座振替申請書を提出するものとする。

参加者活動費（交通費）の支給については、参加のための交通費単価を決定して行うものとし、日本語教室等の主催者の出席（参加）証明書に基づき支給できるものとする。

4 附則

この要領は、平成19年10月15日に施行し、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。